



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和2年7月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007(41)ア中「蛍光酵素免疫測定法」を「蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014中(9)を削除し、(10)から(28)を1ずつ繰り上げ、(27)の次に次のように加える。
  - (28) 抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗 $\beta$ 2 グリコプロテイン IIgG/IgM 抗体の測定) は、「27」を準用して算定する。
    - ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗 $\beta$ 2グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。
    - イ 「25」の抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カ

ルジオリピン抗体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、 主たるもののみ算定する。

3 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (13) ア中「分岐 D N A プローブ法又は P C R 法」を「分岐 D N A プローブ法、 P C R 法又は T M A 法と核酸 ハイブリダイゼーション 法を組み合わせた方法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部・第2部 (略)	第1部・第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D000~D006 (略)	D000~D006 (略)
D 0 0 7 血液化学検査	D 0 0 7 血液化学検査
$(1)$ $\sim$ $(40)$ (略)	(1)~(40) (略)
(41) オートタキシン	(41) オートタキシン
ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用	ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用
いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測	いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬
<u>定法</u> により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる	変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の
患者を含む。) に対して、肝臓の線維化進展の診断補	線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算
助を目的に実施した場合に算定する。	定する。
イ (略)	イ (略)
$(42) \sim (51)$ (略)	$(42) \sim (51)$ (略)
D008~D013 (略)	D008~D013 (略)
D014 自己抗体検査	D014 自己抗体検査
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)
(削除)	<u>(9)</u> 「25」の抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I
	複合体抗体と「27」の抗カルジオリピン抗体を併せて

(9)~(27) (略)

- (28) 抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗β2グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定) は、「27」を準用して算定する。
  - ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体 及び抗β2グリコプロテインI抗体の測定を行っ た場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の 3回分を合算した点数を準用して一連の治療につ き2回に限り算定する。
  - イ 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテイン I複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び (28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した 場合は、主たるもののみ算定する。

D015~D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(12) (略)

(13) HCV核酸定量

ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ 法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼー ション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎 の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観 察に用いた場合にのみ算定できる。

イ (略)

 $(14) \sim (26)$  (略)

実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(10)  $\sim$  (28) (略)

(新設)

 $D015 \sim D022$  (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(12) (略)

(13) HCV核酸定量

ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ 法<u>又は</u>PCR法により、急性C型肝炎の診断、C型 肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた 場合にのみ算定できる。

イ (略)

 $(14) \sim (26)$  (略)